

平成 29 年第 3 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 3 月 3 日（金曜日） 14 時 00 分～ 15 時 44 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席委員： 1 番 高橋 武夫 2 番 山田 定男 3 番 桑原 慶吾 4 番 高野 公博  
6 番 木許 功二彦 7 番 池田 幸利 9 番 矢野 誠一 10 番 白田 一男  
11 番 岡田 安代 12 番 津田 幸喜 13 番 黒岩 真由美 14 番 清水 秀人  
15 番 松下 芳久 16 番 杉谷 長男 17 番 矢野 輝人 18 番 田嶋 義生  
19 番 三原 眞喜夫 20 番 山本 重夫 21 番 河野 弘光 22 番 疋田 洋  
23 番 谷川 享宏 24 番 山口 勝廣 25 番 藤原 安政 26 番 矢野 弥平  
27 番 岩崎 呂次 28 番 小野 隆壽 29 番 島野 巖 30 番 河野 一正  
31 番 河野 俊雄 32 番 高司 富博 33 番 吉良 勝彦 34 番 三又 勝弘  
35 番 大友 安正 36 番 五十川 覺 37 番 大川 松壽

欠席委員： 5 番 守田 権造 8 番 後藤 彰

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 主幹 佐脇うつつみ  
副主幹 染矢 公博

農 林 課： 総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）  
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）  
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）  
④非農地証明願について

事務局長：みなさんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年第 3 回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は 8 番の後藤委員です。5 番の守田委員と 11 番の岡田委員は少し遅れるということで始めさせていただきたいと思います。農業委員 37 名中本日の会議の出席者は現在 34 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、2 月 24 日付けで許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：それでは規定によりまして私の方で議事を進行していきたいと思います。それでは、最初に本日の議事録の署名人を指名をいたしたいと思います。34 番の三又勝弘委員に、35 番の大友安正委員をお願いをしたいと思います。それでは、本日の議事に入ります前に、本日の議案について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の 2 ページをお開きください。農地法第 3 条、件数 2 件、面積、田 1,469 m<sup>2</sup>、面積、畑 1,443 m<sup>2</sup>、面積、計 2,912 m<sup>2</sup>、次に農地法第 4 条、件数 10 件、面積、田 1,088 m<sup>2</sup>、畑 4,271 m<sup>2</sup>、面積、計 5,359 m<sup>2</sup>。次に農地法第 5 条、件数 10 件、面積、田 1,798 m<sup>2</sup>、畑 7,223 m<sup>2</sup>、面積、計 9,021 m<sup>2</sup>です。合計、件数 22 件、面積、田 4,355 m<sup>2</sup>、畑 12,937 m<sup>2</sup>、面積計 17,292 m<sup>2</sup>。以上提案いたします。

議 長：それでは早速議事に入りたいと思います。3 ページをお開きください。議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条は 2 件提案をするようになっていきます。1 番につきまして立証をお願いしたいと思いますが、30 番の河野一正委員の方から立証をお願いいたします。

30 番委員：30 番が 3 条の 1 を立証いたします。申請の目的、土地の表示、申請人、耕地面積は議案書のとおりです。調査年月日は平成 29 年 2 月 26 日に行いました。申請の農地は、国道 10 号線江良バス停より南東へ 300m の所に 2 筆、同じく久土入口バス停より南西へ 100m、そこから西へ 30m の所に 1 筆、同じく久土入口バス停より東へ 200m、北東へ 500m の所に 1 筆、農協営農センター横の農道を西に 80m ぐらいの所に 1 筆の合計 5 筆です。譲受人は自己所有の農地で米、野菜類を耕作しているとのことです。農業経営に必要な農機具は全部所有しており、耕作すべき農地はすべて耕作しております。農地取得後は、米、野菜類を耕作するとのことです。取得後の耕作面積は、88.16 a で弥生地域の下限面積 40 a 以上となります。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので皆様の審議をお願いします。

議 長：30 番の河野一正委員の方からの立証が終わりました。それでは本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員で

あります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして、2番につきまして16番の杉谷長男委員の方から立証をお願いいたします。

16番委員：16番が3条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕地面積は議案書のとおりです。調査年月日は平成29年2月22日に行いました。申請地の位置は、大分バス古庵バス停より北に250m程入った所にあり、現状は畑です。主として譲受人夫婦がミカン、野菜、梅等を耕作しています。通作距離は、自宅より150m程で耕作は可能であり、農業経営に必要な農機具はすべて所有しています。耕作すべき農地はすべて耕作しております。取得後の耕作面積は、47.98aで米水津地域の下限面積20a以上となります。本件は贈与による所有権の移転です。譲渡人と譲受人は親子です。小作権及びその他の権利設定はありません。その他申請農地周辺地域への農業上の支障はないと思われます。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

議長：3条の2番につきまして16番の杉谷委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより3条の2番について、承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。これで3条の案件2件は終わります。続いて4ページの議案第8号について、農地法第4条の規定による許可申請についてを付議をいたします。1番につきまして15番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が4条の1を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成2月22日に行いました。地図を参照してください。登記地目は畑、現況は雑種地、駐車場です。申請地の位置は、中江川に架かる長島橋を渡り、女島3号線を南に300m行き右折し、女島15号線を西に60m行った左側に位置しています。転用の目的は、申請人は申請地に隣接する自己所有地にアパート2棟を所有しています。アパート建築当時は28台分の駐車場を敷地内に確保していましたが、平成20年頃から1世帯2台の車を所有する世帯が増え始め駐車場の増設が急務となり、平成20年4月1日に申請人が農地法の転用許可を受けずに駐車場として施工し、利用しています。申請人が土地の登記簿謄本を確認した際に、この土地が農地であることを知りました。違反転用ですので始末書が添付されています。なお、申請人2人は親子です。被害防除については、北側は市道、東側、南側は申請人所有のアパート、西側は用水路を挟んで畑です。畑にはビワが植わっております。なお、駐車場用地として利用し始めて8年10か月程経過していますが近隣等からの苦情はありません。許可後については、駐車場は周囲と高さと同じ高さで施工しているので現状のまま使用しても土砂の流失、崩壊の恐れはなく、また、隣接地とは十分な距離を離して施工していますので日照等の被害はありません。水利権につきましては、塩屋地区土地改良組合の同意の意見書が添付されています。スライドを見てください。上側が西側になります。今言ったようにビワが植わっております。県の車があります。これが北側になって市道になります。それから南側、東側は申請人所有のアパートになります。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様方の御審議をお願いいたします。

議長：4条の1番について松下委員の方から立証が終わりました。ここで本件について質疑、意見を

出してください。（異議なし、の声あり）異議なしとの発言がございましたので、これより本案について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本件は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは次に4条の2番、それに3番、4番、5番まで、まとめて一括して付議をいたしたいと思います。それでは29番の島野委員の方から立証をお願いいたします。

29番委員：29番が4条の2、3、4、5を一括して説明します。これは農地の転用です。調査は2月27日に行いました。土地の地名、地番、地目、面積は議案書のとおりです。現況は山林です。これらの土地は、国道217号線の中川原バス停より小福良半島先端への市道を約400m南下した所に位置しています。これらの土地は、地目は畑ですが、4人の父が昭和30年頃より何も知らずに杉を植林してしまいました。財産管理のために土地の全部事項証明を確認した際に、登記地目が農地であることを知り始末書を添付しての今回の申請となりました。植林後40年以上経過していますが、周囲は耕作放棄され山林化した畑ですので、今まで何の苦情もなく今後もないと思われまますので何ら心配はありません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照らして許可相当と思われまますので審議の程よろしく申し上げます。

議長：それでは、一括立証をしていただきました。2番、3番、4番、5番について質疑がございましたら出してください。

事務局：説明させていただきます。こちらの4条の2から5と、あと後程非農地証明願いも出ているのですが、この地域は市の林業課の方が林道を造成する計画で県の方に相談したところ、このような農地に植林をしている違反転用状態になっているのでそれを解消するために正しい植林用地として追認で申請をお願いするというので、申請者からのこのような申請となっております。あと非農地証明願いも同じ地域で林業課と県と事務局とで確認に行ったところ、非農地証明願いの提出に至った申請です。

議長：事務局の方から補足の説明がありましたが、合わせて質疑がありましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、これより、2番、3番、4番、5番について、承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして4条の6番につきまして19番の三原眞喜夫委員の方から立証をお願いいたします。

19番委員：19番が4条の6番を立証します。隣の土地がホダ場でもう鉄骨だけ残って、シイタケの原木あたりはほとんどありません。今山林化して杉山になっておる所が今日立証する部分です。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月25日に行いました。工事計画は、申請人が20年前に杉80本を植林しているため、始末書を添付しています。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。用排水については、林道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、隣に自己所有の農地、シイタケのホダ場がありますが被害は予想されまません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議長：4条の6番につきまして三原委員からの立証が終わりました。それではここで本件につきまして

て質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで、6 番につきまして承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして 4 条の 7 番について 36 番の五十川委員の方から立証をお願いいたします。

36 番委員：36 番が 4 条の 7 番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、面積等は議案書のとおりです。調査は 29 年 2 月 23 日に行いました。申請地は、国道 10 号線番匠橋交差点を西に宮崎方向に向かって 800m 進み、また右に門田山梨子線を 800m 進み、右側に 300m 進んで細田トンネルを通過し 1 km 右側に尾岩公民館があります。また、そこから 400m 直進した左側に面した農振地区内の第 2 種農地で昭和 61 年 10 月に申請人の父が農地法の転用許可を受けず、倉庫を建築し、及び駐車場の造成を行い、現在は相続人である申請人が登記簿謄本を確認した際にこの土地が登記地目が農地であることを知り、始末書を添えて今回の申請となりました。造成を行ってから 30 年を経過していますが、近隣の農地等の所有者からの苦情等もありませんので、特段支障はないと思われまます。字図を見ても北側、南側は宅地、東側は市道で、水利権はありません。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、市道の側溝を利用するので支障はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまます。皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長：補足があれば。

事務局：写真の位置の修正を行わせてください。4 条の 7 の地図をご覧くださいと、私が 1 と 2 の矢印を間違えておりまして、〇〇の〇の地図で言うと右上の所にある〇〇〇〇さん、〇〇さんというお宅がありますが、その前の道路のところから写しました。すいません、私が道路を間違えまして、〇〇〇〇さんと〇〇の〇の間道路の左右から写しております。訂正で御確認をお願いいたします。

議 長：確認をお願いしたいと思います。それでは質疑がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）特に異議がないようにございますので、4 条の 7 番についてこれより採決をしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて 4 条の 8 番について 25 番の藤原安政委員の方から立証をお願いいたします。

25 番委員：25 番が 4 条の 8 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 2 月 25 日に行いました。申請農地の位置は、地図を御参照ください。佐伯市上岡の檜野集落から小さい峠を越して、弥生須平集落に下りついた所です。現況は一般住宅用地及び進入路となっております。これは、後ろにある家の方、こちらが実際今宅地になっている所です。前に 2 階建ての納屋があります、左側にですね。ここの部分から右にかけての土地の申請になります。そういうことで、宅地及び進入路となっております。よって、2 月 15 日付けで転用者〇〇〇〇氏より始末書が提出されております。事案は平成 13 年に隣接する〇〇〇番に居宅を建築する際、申請地も同時に埋め土し、居宅部分のみを宅地変更したため発生しました。その後申請地に車庫兼納屋を含む 2 棟の建物を建ててしまい、今回申請地の登記簿

謄本を確認するにあたり、この土地の地目が農地であることを知り、始末書を添付しての今回の申請となりました。なお、申請地は農振地域外の2種農地です。工事計画は、先の説明のとおり特段の変更や計画もありません。用排水については、元々畑で雨水のみであり自然流下と集水分は市道脇の下水路を利用するようになっておりますので支障はありません。被害防除についても、東側は山、南側は市道、西側及び北側に畑がありますが、何ら被害は予想されません。現在の状態で16年の経過をしていますが苦情等はありません。ちなみに平たい母屋の方の裏の土地は私の土地です。水利権及びその他の権利設定等もありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をよろしくお願ひします。

議長：4条の8番につきまして25番の藤原委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで採決をいたしたいと思ひます。4条の8番について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは4条の9番について、6番の木許功二彦委員の方から立証をお願いいたします。

6番委員：6番が4条の9番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月25日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は荒地です。転用の目的は議案書に記載のため省略します。工事計画は、4月10日から10月31日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、転用面積、位置は適当であります。用排水については、県道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、東側は里道を挟んで田、西側は里道を挟んで駐車場、南側は県道、北側は宅地で何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、許可基準に照らしまして許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。この写真の奥の方が樺牟礼トンネルです。番匠につながる。その手前の所です。

議長：4条の9番について木許委員の方から立証が終わりました。それでは本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）それでは採決をいたしたいと思ひます。4条の9番について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて4条の10番について4番の高野公博委員の方から立証をお願いいたします。

4番委員：4番が4条の10番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月23日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。県立新佐伯豊南高校のグラウンドより県道を挟み西に位置している所でございます。申請地は都市計画区域内第2種住居地域でございます。転用の目的は、昭和42年4月1日から申請地が農地であるという認識を持たずに申請人が一般住宅を建築して現在も利用しております。今回、財産管理のために土地の全部事項証明を確認した際に農地であることがわかり、今回申請するものです。工事計画は、すでに工事が完了して利用しているため始末書が添付されております。被害防除については、住宅敷地用地として利用し始めて49年10か月経過しておりますが、近隣の農地等の所有者からの苦情等はありませんので特段支障はないと思ひます。水利権はございません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思ひますので、皆様の

御審議をお願いいたします。

27 番委員：ちょっとお尋ねします。この家は空き家じゃねえん。

事務局：よいですか。今の回答します。最近施設に入ったと聞きました。

27 番委員：〇〇〇〇さん、この人が施設に入っとるん。

事務局：申請人である所有者は最近施設に入ったそうです。

議長：それでは現在は誰も住んでないんですね。空き家ですね。要するに建物が無断で建てられたということで、農地であるということで整理をするような形で出されたんじゃないかと思います。よろしいですか。他に異議はないですね。それでは採決をいたしたいと思います。本件については申請のとおり承認をすることに決定をしてよろしいですか。（はい、の声あり）採決を取ります。はい、いいです。承認をすることに決定をいたします。それでは4条による許可申請書につきましては10件それぞれ承認をすることに決定をいたします。続いて6ページの議案の9号に入りたいと思います。農地法第5条の規定による許可申請書について付議をいたします。1番につきまして14番の清水秀人委員の方から立証をお願いいたします。

14 番委員：14番が5条の1番を立証いたします。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりでございます。調査は平成29年2月25日に行っております。地図を参照ください。地目は畑です。申請農地の位置は、佐伯市立彦陽中学校より北西へ100mの所にあります。転用の目的は、議案書に記載のため省略いたします。工事計画は、許可あり次第4月10日から10月20日の完工予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。排水については、申請人の土地の東側が市道にありますので、その側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、北と西側は宅地で、東側は市道、南側は農地ですが、何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様方の御審議をお願いします。

議長：農地法5条の1番につきまして清水委員の方から立証が終わりました。ここで本件につきまして質疑がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）それではないようにありますので、本件について採決をいたしたいと思います。5条の1番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは担当委員が清水委員が農地法の9番について同じでございますので、9番についての立証も合わせてお願いしたいと思います。

14 番委員：14番が5条の9番を立証いたします。申請目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成29年2月23日に行っております。地図を参照ください。地目は田ですが、現況は畑になっております。申請農地の位置は、セブンイレブン佐伯海崎店前より西へ40mの位置の所にあります。転用の目的は、議案書に記載のため省略します。工事計画は、許可あり次第4月10日から6月30日の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。排水については、西側に水路があるのでそれを利用します。被害防除

については、北側は農道、東側は市道、南側は宅地、西側は水路で、何ら被害はありません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われます。皆様方の御審議をお願いします。

議 長：5条の9番について清水委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、ここで採決をいたしたいと思えます。5条の9番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは元に戻りまして、5条の2番と3番について最初に立証していただきたいと思えます。松下委員よろしくお願ひいたします。

15番委員：15番が5条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月25日に行いました。地図を見てください。登記地目は畑、現況も畑ですが不耕作です。申請地の位置は、中江川に架かる眺め橋を南に250m行き、左折して市道女島15号線を東に50m行った右側に位置しています。転用の目的は、議案書に記載のため省略しますが、この後立証します5条の3と5条の2の土地の所有者は姉妹です。工事計画は、許可後平成29年4月10日に着工し、同年6月30日完工の予定で配置図、平面図等から総合的に判断すると、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。用排水については、公共下水道に接続します。被害防除については、北側は市道、南側は用水路、東側は宅地、西側は畑ですが、この後立証します5条の3の畑で申請人が購入の予定地です。隣接地との境界については、擁壁ブロック塀を設置しますので土砂の流出等の被害は何ら予想されません。水利権については、塩屋地区土地改良組合の同意の意見書が添付されています。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：5条の2番について松下委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑がございましたら出してください。

15番委員：これを説明しますが、建物が見える方が東側です。赤線で引いてある、ちょうど姉妹ですので間割りになっております。ここは前、柿の木が植わってたんですけども今は不耕作になっております。

議 長：何か御質問ありますか。特に質疑も意見もないようにありますので、ここで採決をとりたいたと思えます。本件について賛成、承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続きまして3番について立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の3を立証します。先程とほとんど一緒なんですけども、5条の2の隣にあります土地で、工事計画とかその他5条の2とまったく一緒です。この5条の2の東側に今度の申請人が買うんですが、その西側に軽トラが見えまして、そこに実は畑で作られておる方が居ります。この持ち主はこの姉妹といとこになる人で、本人は鶴岡の長門記念病院の道路向かいで〇〇〇〇という人が持っておるんですけども当人に確認したところでは、賃貸の関係はなくて



無料で貸しているということで同意が得られることは間違いないと思います。それから水利権については、塩屋地区土地改良組合の同意の意見書が添付されています。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：立証が終わりました。本件について質疑、意見がございましたら出していただきたいと思えます。(異議なし、の声あり) よろしいですか。それでは3番について採決をいたしたいと思えます。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。4番は藤原委員ですので先にしますか。5条の4番について25番の藤原委員の方から立証をお願いいたします。

25番委員：25番が5条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月25日に行いました。ちょっと説明しますが、これは先月2月の初めの委員会で非農地証明をいただいた土地の道路を挟んだ隣にあたります。申請農地の位置は、地図を御参照ください。提内集落の住宅地を過ぎて、それまで集団的耕作地がずっとあるんですが、その外れの所に位置します。現況は雑種地です。転用の目的は議案書に記載のため省略しますが、当地〇〇〇〇番〇は平成14年以前に〇〇〇〇番〇との中を林道が通ったため、公共工事です。分筆されたものです。当時具体的な計画もなく今回の申請となったものです。工事計画は、申請地を現状のまま使用し、特別に計画もなく変更予定もありません。申請目的の実現性は、隣接する自社の資材置き場、雑種地になっております。これを合わせて利用するので確実であります。計画面積、位置は適当です。用排水、被害防除については、申請地は形状の変更は行わず、現状をそのまま使用するので支障はありません。今までの経過でも苦情は出ておりません。周囲の状況は、北側は雑種地、東側は道路と河川、南側は公衆用道路を挟んで先月非農地証明済みの土地、西側は法面を有し水路を挟んで畑です。水利権、その他の権利設定等もありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をよろしく願います。

議 長：5条の4番について藤原委員からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございました。それでは採決をいたしたいと思えます。5条の4番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続きまして5条の5番につきまして15番の松下委員の方から立証をお願いいたします。

15番委員：15番が5条の5を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月25日に行いました。地図を見てください。登記地目は畑、現況も畑です。申請地の位置は、市道中芳島長島線にある柴田斎場前を南に40m行き、右折して20m行った右側に位置しています。転用の目的は、議案書に記載のため省略します。工事計画は、許可後平成29年4月10日に着工し、同年6月30日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。なお、東側に倉庫が見えますが、この倉庫は宅地造成の際には解体して撤去するそうです。用排水については、公共下水道に接続します。被害防除については、南側は市道、北側、西側は宅地、東側は本人所有の農業用倉庫として所有しています。境界については、擁壁ブロック塀を既に施工していますので土砂等の流失の被害は



27 番委員：県にあげても、県が前の処理ができてないんじゃろ、佐伯市の農業委員会としては筋を通して保留か却下というどっちかのあれで通知した方がいいんじゃないですか。

議 長：当然意見をつけて出すようになると思うんで。

27 番委員：〇〇〇〇〇〇ならわかりますので、人間性を言わんでもいいです。

事 務 局：市の農業委員会の方でも保留ということはできません。市の総会で審議を行ったら許可相当、不許可相当どちらであっても意見を付して県知事に進達します。

議 長：許可権者が知事ですからここで審議をした状況を付けて進達するということになるんですが、先程言いましたように、いずれにしても承認はされんやつをなんで出さないけんかという意見もあろうかと思うんですが、一応やっぱり出された以上は。

27 番委員：27 番です。この前変更のあった案件を処理してなくてまたきておるんで、正面からアウトというんか受理できないそういう判断をした方がいいんじゃないですか。うやむやという話じゃなくて、相手に対してもピシッと、変更できているのを片づけてそれから申請してくださいと、そういう方法が私はいいと思います。

事 務 局：事務局としてはそれを相手方に提案しました。取り下げをしてくださいということで、ただそれでも取り下げなくて申請を出すということなので、うちとしては受理を拒否できません。ですからこの総会にかけざるを得ない状況になりました。

27 番委員：かけて、否決されたとすりゃいいんじゃろ。

事 務 局：否決されれば不許可相当として意見をあげます。

27 番委員：そうそう、そういう表現で。否決の権利があるのかといわれればどうか知らんけど。議長それで諮ればいいじゃ。

議 長：それでは、ここで採決をいたしたいと思います。本件について否決をすると、本委員会としては前のができてないので否決をするということでもよろしいか、ここで決を採りたいと思います。否決することについて。

27 番委員：前のとかそういう条件はつかんでもいいけど、今まで申請してきとるのが、全て完了してないので、確認が事務局としてできてないので、それはもうかけたら否決と、そういう方法でいいやな。

議 長：今意見がありましたような形で否決を本委員会としていはするということで異議ないか採決を採りたいと思います。否決をすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は否決することに決定をいたします。それでは続いて5条の

6 番について松下委員の方から立証をお願いいたします。

15 番委員：それでは 15 番が 5 条の 6 を立証します。内容的には全く一緒ですので、5 条の 5 と同様の扱いをするようになるかと思えますけど、あとをお願いします。

議 長：今松下委員の方からお話がありましたように同じ申請者です。そういったことで、本件についても先程の理由により、否決をするに賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案を否決することに決定をいたします。続きまして 5 条の 7 番について 26 番の矢野弥平委員の方から立証をお願いいたします。

26 番委員：26 番が 5 条の 7 番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案どおりです。調査は 2 月 23 日に行いました。申請農地の位置は、国道 326 号線越野入口より南の林道を 1.2 km 上がった所です。地図とスライドをお願いします。申請人は、既存の貯木場用地の拡張用地として利用する計画です。工事は、4 月 5 日着工し、4 月 10 日完工の予定です。申請の目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。被害防除につきましては、北側は畑、東側は山林、南側は宅地、西側は道を挟んで畑です。本申請地の周囲をすでに貯木場となっており、周囲には耕作地もなく、家畜等もないため被害等はないと思います。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をよろしく願います。

議 長：5 条 7 番について 26 番の矢野委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら、はい。

27 番委員：この案件は、もう何回も出てきたり、引っ込んだり、否決したり、現地を確認したりした例の所と思いますが、お尋ねしますが、この四角の〇〇〇〇さんが持たれとる〇〇〇〇の下所、私たちにくれとるゼンリンの地図では白地があって家か何か箱ものみたいなのがあるんですが、これはどうなとる、〇〇〇〇が借りとるんですか、誰か個人が持つとるんですか、今回の議案には出とらんけど、ここ上空の写真とこっちは合致せんというか、納得がいかないのですが。

26 番委員：お答えします。そこにある建物は、〇〇〇〇が従業員のためにプレハブを設置しております。つい最近、今年だったか。

27 番委員：（スライドを見ながら）それがプレハブのあれか。それじゃねえよ。もっと右。

26 番委員：それは違う。これは昔なんかのあれがあった所で、もう今ないですね。昔のなんかの跡だと思います。

27 番委員：誰が借りとるんか、茶色のところ。〇〇〇〇が貯木場にしとるんじゃろうが。ここだけ何にも色を塗とらんじゃ。

事務局：すいません。事務局から回答します。その部分は以前から宅地の部分です。以前所有者の方が

事務所として使っていた宅地だと聞いております。

27 番委員：宅地なら地番が入っとらんのか。

事務局：宅地で地番は〇〇〇〇番と〇〇〇〇番です。

27 番委員：入っとるんか。

事務局：はい。

27 番委員：今現況は、ドローンか何かの写真じゃあ、こういうあれじゃが、まだ家があるんか。今矢野さんの説明では、従業員宿舍って言う、こっちは宅地と言う。森林組合はまとめてこの一角全部欲しいんじゃけ、この白地があっちゃ農業委員としても目をつけなあいけんはなあ。森林組合が借りとるんじゃな。

事務局：はい。登記地目は宅地で、森林組合が借りてこのような感じで一連の貯木場として借りております。

27 番委員：宅地であって、家も何もないんじゃな。

事務局：はい、今はありません。

27 番委員：今写真が何か、もじもじとした黒いような影が映ったようになっとる。

26 番委員：赤の点の上のことと思うんです。向こうに見えるのはハウスだと思う。これ撤去していきます。その上の段が今言う点線のところじゃない。上と下の段差があります。

27 番委員：段差か。わかりました。

議長：はい、それではただ今矢野委員の方から立証が終わりました。他に何か質問はありますか。よろしいですか。なければ採決をとらせていただきたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、続いて5条の8番について32番の高司富博委員の方から立証をお願いいたします。

32 番委員：32番が5条の8番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月23日に行いました。申請地の位置は、地図を参照してください。現況は畑となっています。ただ耕作してない畑であります。譲受人が太陽光パネルを設置する計画です。なお、九電許可済み案件で、申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。雨水は、自然ろ過によります。被害防除については、北側は道を挟んで畑及び宅地、東側及び南側は道を挟んで田、西側は道を挟んで畑で囲まれており、特段支障はないとおもわれます。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われま

すので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長:5条の8番について高司委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございました。それでは採決をいたしたいと思います。5条の8番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手多数) 原案どおり承認をすることに決定をいたします。続いて、5条の10番について23番の谷川享宏委員の方から立証をお願いいたします。

23番委員:23番が5条の10番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は2月24日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現状は畑です。転用の目的は議案書のとおりです。工事計画は、許可あり次第着工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画、位置は適当であります。排水については、自然流水です。被害防除については、北側は雑種地、東側は道を挟んで宅地、南側は宅地、西側は畑で何ら被害はありません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長:5条の10番について23番の谷川委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり) 異議なしの発言がございましたので、ここで採決をいたしたいと思います。5条の10番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で5条の許可申請書につきましては全部終わりました。それではここで一旦休憩をいたしたいと思います。3時30分まで休憩をいたしたいと思います。

(10分休憩)

議 長:着席をお願いいたします。それではその他ということで、農林課の方から2件出ておりますのでこれから提案をいたしたいと思います。1番目に農用地利用集積計画(案)、利用権設定について農林課の方からの説明をお願いいたします。

農 林 課:皆さんこんにちは。農林課児玉です。よろしくお願いたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について、とりまとめいただいたものを農用地利用集積計画(案)として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は32件となっています。お手元の農用地利用集積計画(案)の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間3年が4筆、6,378㎡、契約期間5年が9筆、10,362㎡、契約期間9年が2筆、1,922㎡、契約期間10年が17筆で23,667㎡、これらを合計すると32筆で42,329㎡となっています。なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載していますのでご確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、御審議の程よろしくお願いたします。

議 長:説明が終わりました。ここで質疑、意見がございましたら出してください。特にないようにあ

りますので、ここで採決をいたしたいと思います。ただいま説明のありました農用地利用集積計画（案）について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、推進についての説明をお願いしたいと思います。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところですが、満期到来者分については該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合はご協力の程よろしくをお願いいたします。なお、利用権設定用紙が必要な場合は、ご連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは3月17日としています。農林課又は各振興局までご提出をお願いいたします。以上よろしくをお願いいたします。

議 長：利用権設定についての推進ですけれども毎回お願いしておりますように取り組みをよろしく願っています。続いて農用地利用配分計画（案）について説明をお願いしたいと思います。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしく申し上げます。それでは皆様のお手元に配布をしております資料で、農用地利用配分計画（案）に添って説明をさせていただきます。資料表紙の裏側は集計表になっております。今月の案件は、平成29年5月1日開始分です。契約期間5年の田、3筆、面積4,294㎡、契約期間10年の田、8筆、面積13,007㎡、畑、3筆、面積3,342㎡、合計14筆、20,643㎡となっております。詳細につきましては2枚目から農用地貸付調書を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。簡単ですけど以上で説明を終わりますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：説明が終わりました。本件については、みなさんの意見の聴取ということになっておりますので、意見を出していただいて、あと採決をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。御意見がございましたら出してください。特にならぬようにございますので、これより採決をいたしたいと思います。本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。農林課の方からは以上で終わります。引き続き次に非農地証明について事務局の方から説明をお願いいたします。資料を開いていただきたいと思います。

事 務 局：非農地証明願の1番を説明します。現地調査は25番の藤原安政委員と事務局職員2名で、3月1日に行いました。土地の表示、耕作放棄された年月日、申請人等は議案書のとおりです。また、申請地の位置は地図を参照ください。耕作放棄された理由は平成14年まで全所有者が野菜を栽培していましたが、その後草刈りを怠り、度重なる水害により荒地化してしまいました。さらに近年は水害に加え獣害の発生も多く、借りて耕作する人もなくなり、所有者もそのまま放置しているとのこと。申請地は14年以上不耕作となっております。申請地の周囲は水害や獣害もあり管理していないため雑木や竹が生い茂り原野化、今は耕作できない状況です。非農地証明書発行基準要領の第2の4原野の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するため非農地と思われまますので皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：事務局の方から説明が終わりました。地元委員の方から補足的に説明がございましたら発言してください。

25 番委員：特にございませぬ。過去に何回か説明したとおりでありますので特にございませぬ。

議 長：立証は終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（ありません、の声あり）意見がないということでもあります。それでは非農地証明願いの 1 番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて、2 番、3 番、4 番につきまして 29 番の島野巖委員の方が担当ですが、あとで補足があればお願いしたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：非農地証明願の 2 番、3 番、4 番は近隣に位置し似かよった状況ですので一括して説明します。現地調査は 29 番の島野巖委員と事務局職員 2 名で、2 月 27 日に行いました。土地の表示、耕作放棄された年月日、申請人等は議案書のとおりです。また、申請地の位置は地図を参照ください。耕作放棄された理由は、申請地はいずれも獣害がひどく、申請人は高齢になっており、後継者もないためで、申請地は 56 年以上不耕作となっています。申請地の周囲は獣害もあり管理していないため雑木が繁茂して山林化、今は申請地への進入路も草が生い茂り耕作できない状況です。非農地証明書発行基準要領の第 2 の 4 森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するため非農地と思われまますので皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：それでは担当委員の島野委員の方から補足的に説明がございましたら、ないですか。それでは説明が終わりました。ここで質疑、意見を徴収したいと思います。（ありません、の声あり）特に意見もないようにございませぬので、ここで採決をいたしたいと思います。非農地証明願いの 2 番、3 番、4 番について採決をいたしたいと思います。本案について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上でその他を終わります。次に事務局の方から提案がございましたら、ないですか。それでは以上で終わりたいと思います。

事務局長：それでは、次回の開催日は 4 月 4 日火曜日午後 2 時から市役所 6 階第 2 委員会室で開催いたします。それでは、閉会の挨拶を副会長お願いしますが、閉会のあいさつの後に会長の方から相談があるということによろしく願います。

37 番委員：それではこれで第 3 回佐伯市農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(15 時 44 分閉会)